

## 平成27年度事業計画

### ■活動の基本方針

全ての法人会が新法人に移行したことを契機に、新たな理念の下、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として社会全体への貢献をめざし、税を中心とした事業の一層の活性化を図るとともに適正・効率的な組織運営に努め、法人会活動の更なる充実に努める。

また、各会の円滑な運営・事業の充実に資するための各種支援を行うとともに、全ての会が「公益法人」を目指すという基本方針に則り、一般法人の公益再移行を促進する。

事業の実施にあたっては、引き続き、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む。

#### 1. 法人会が行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業

新公益法人制度の下、全国各地の法人会においては公益を目的とする諸事業を積極的に展開することとし、全法連では、これら諸事業を助成するための事業を引き続き実施する。

助成事業の実施にあたっては、助成対象となる諸事業の公益性の更なる向上、明確化を図るとともに、適正な申請・報告手続の遵守、実地調査による内容の精査等により、本助成制度の適正・公正な運営に更に努めることとする。

#### 2. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

##### (1) 税制改正への提言

わが国においては、現下の経済状況等を踏まえて、デフレからの早期脱却・経済再生が最優先課題となっている。東日本大震災の被害からの復興も重要な課題である。

社会保障と税の一体改革関連法の一環として、昨年4月より消費税率が8%に引き上げられるなど改革に向けての一步を踏み出したところであるが、2015年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げは、個人消費の動向などを踏まえ、2017年4月に延期された。引き続き、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

このほか、少子高齢化やグローバル化の進展など社会構造の変化

への対応などといった課題もある。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

また、こうした活動に資するため、「税制セミナー」、「全国大会」を開催する。

#### (2) 税の啓発活動・租税教育活動

一般市民、次世代を担う児童・生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する租税教育用教材を引き続き全法連で作成・配付する。

また、青年部会による「租税教育活動」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進するとともに、「青年の集い」「女性フォーラム」を開催するほか、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁主催の中学生の「税についての作文」事業を後援する。

さらに、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。

#### (3) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、これに資する有効な研修教材の作成・配布を行う。

#### (4) 税に関する広報の充実

広く一般に対し、税の啓発や「e-Tax」の普及に資するためのPR活動など、訴求効果に配慮しながら各種媒体を利用した税関連広報を実施する。

#### (5) 企業の税務コンプライアンス向上施策

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、国税当局と協力し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

### 3. 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

#### (1) 地域活性化事業

各地域における経済社会環境（含む地球温暖化問題）の改善、活性化に資する事業の実施又は支援等を行う。

#### (2) 環境活動への取り組み

女性部会において引き続き節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）に地域の実情を勘案しつつ取り組むこととし、これに資する資料等の作成・配布を行う。

#### (3) 情報誌の発行

情報誌「ほうじん」について、会員企業の経営者、経理担当者、会員以外の一般市民等を対象に、税の分野をはじめとして、経済、経営、経理、健康等、幅広い分野に亘って最新の情報を提供することを目的に発行する。

#### 4. 法人会の活動を支援することを目的とする事業

##### (1) 組織の強化・充実

- ①法人会活動を充実させるためには、組織基盤強化が重要であることから、前年以上の法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。
- ②全国的な「会員増強月間」を設定し、役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。
- ③会員企業の活性化、会員企業の企業価値の向上に資する事業を展開する。
- ④制度移行後の適正な運営のために、法令及び定款の遵守事項・行政庁への手続きに関する研修、情報提供等を行う。
- ⑤全国の法人会事務局職員の資質・技能向上を目的として、事務局セミナーを開催するほか、コンプライアンス・ガバナンスの徹底を目的として、これらに係る諸規程の整備を行い、県連・単位会に対して当該資料の提供を行う。
- ⑥各会の円滑な運営、ガバナンス強化のための財政支援を強化する。
- ⑦効率的・効果的な組織運営を図る観点から、今後の機関設計のあり方について検討を行う。

##### (2) 広報活動の充実

広く社会に対し、税の啓発、法人会の知名度向上、活動内容の対外的な周知、入会促進等に資する広報活動を積極的に展開する。

このため、全法連においては、ポスター・ラジオCMの制作や全国紙によるPRを行うほか、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める広報活動を展開する。

また、法人会アンケート調査システムについては、アンケート送信対象者の拡大を図るとともに、アンケート結果の対外的なPRを強化する。

##### (3) 青年・女性部会の充実

- ①青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」および「部会員増強運動」については、然るべき目標値を設定の上、より積極的な展開を図る。とりわけ「租税教育活動」については、より質の高い活動をめざす。

- また、法人会アンケート調査システムの普及・活用に努める。
- ②「女性部会のあり方（指針）」に沿って、税の啓発活動や社会貢献活動に積極的に取り組み、更なる部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

## 5. 法人会の福利厚生向上に資することを目的とする事業

景気が回復基調にあり、また、会員企業に福利厚生制度がより一層浸透したことから、平成 26 年度福利厚生制度収入額の決算見込は前年度実績を大きく上回る事となった。このように、法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は改善しつつあるが、引き続き、福利厚生制度の充実と法人会の財政基盤のより一層の強化を図るとの観点に立ち、会員ニーズや時代にマッチした商品構成を確保するとともに新規事業分野の開拓を図り、時代に即した推進体制の構築についても十分配慮することとする。

また、平成 26 年 9 月に承認された福利厚生制度収入「3 年 10 億円」増収計画については、平成 27 年度が 2 年目となるが、協力 3 社との連携のもと、さらにその推進を図ることとする。